

白鳥児童館

翠鳥園 2-9-101 ☎・FAX 072-957-4900

(月)～(土) 10:00～12:00、13:00～17:00

●小学生と保護者同伴の乳幼児対象 ●駐車場なし

白鳥児童館
ウェブサイト▶



11月の予定

4日(水) 10:30～11:30	わくわく子育て広場「しゃぼん玉であそぼう」 持物 着替え、タオル ※雨天中止
9日(月) 10:30～11:00	絵本のへや (絵本・紙芝居など)
11日(水) 15:00～16:00	将棋であそぼう 対象 小学生
14日(土) 14:00～15:00	グラウンドゴルフであそぼう 持物 水とう ※雨天中止
18日(水) 10:30～11:00	絵本のへや (絵本・紙芝居など)
25日(水) ① 14:30～15:15 ② 15:30～16:15	みんなで遊ぼう水曜日「風船パレーをしよう」 対象 ① 1～3年生、② 4～6年生 持物 水とう
28日(土) ① 10:00～11:30 ② 14:00～15:30	ハンドメイド教室「クリスマス飾り作り」 対象 1～6年生 ￥100円(当日持参) 定員 ①②各10人(先着順) 申込 電話にて14日(土)9:00～

クリスマス会 12月12日(土) 10:00～11:30 申込 電話にて11月28日(土)9:00～

青少年児童センター

向野 3-1-33 ☎ 072-952-0032

FAX 072-937-8580

青少年児童センター
ウェブサイト▶



●一般開放(体育館・運動広場・学習室) (月)～(土) 13:00～17:00

※日祝・事業のある日を除く

※事業の都合により一般開放できない施設があります。

●就学前の子どもとその保護者は9:00～12:00にセンター内「待合図書室」の利用可(春・夏・冬休み期間、年末年始、事業のある日を除く)

～最新情報や詳細はセンターだよりやウェブサイト参照～

11月の予定(教室の申込は電話・窓口で受付)

子ども広場「将棋教室」※開催日変更の場合あり

とき 14日(土)・21日(土)・28日(土) 15:00～16:30

対象 小学生(市内在住)

子育てセミナー「親子体操」

とき 21日(土) 10:30～11:30 場所 体育館(当日直接来場)

対象 就学前の子どもと保護者(市内在住)

持物 体育館シューズ(参加者全員) ￥一家族100円

おもしろ教室「輪つなぎサンタ&トナカイ」

とき 28日(土) 10:00～11:30 定員 先着15人

申込 電話にて11月2日(月)9:30～受付 ￥200円

対象 3歳以上の幼児と小学生(小学1年生までは保護者同伴)

青少年センターからのお知らせ

古市 4-2-9 (古市複合館2階) ☎ 072-958-0050

青少年センター
ウェブサイト▶



『冬期工作教室 もうすぐ楽しいクリスマス “手作りリースでサンタさんをお迎えしよう”』

とき 11月29日(日) (午前)10:00～11:30、(午後)14:00～15:30 対象 小学2～6年生

定員 各先着10人 持物 筆記用具 ￥200円 申込 11月7日(土)9:45 整理券配付、9:50 受付開始

※申込者数に応じて午前・午後のどちらかに集約する可能性があります。



サラダボール

現代社会において、各種 SNS 等で利用できるグループチャットは、多くの人と同時に会話ができる便利なツールとして生活に浸透しています。しかし、その便利さの裏に閉鎖性が潜んでおり、人権侵害の温床にもなり得ます。

一例として「仲間外れや無視」、「誹謗中傷と拡散」、「同調圧力」が挙げられ、これらの人権侵害は、外部からは見えづらい形で進行します。これらについて何が問題なのかというと、「24時間逃げ場がない」という点です。これらが SNS 上ではなく対面で行われているのであれば、その場から離れるという選択肢もあります。

しかし、生活とスマートフォンが密接に関わる現代では逃げるといふ選択肢が取りづらく、私生活の奥深くまで侵害が及んでしまいます。

加えて文字だけのやり取りは感情がエスカレートしやすく、対面では言えないような過激な発言も、指先一つで簡単に送信ができてしまい、しかも一度流出した情報は完全に消去することは困難であり、被害者の尊厳を長期にわたって傷つけ続けます。

もしあなたやあなたの身近な人が被害にあっているのであれば、一人で抱え込まず信頼できる人に相談しましょう。周りの人に話づらい場合は、法務局の「みんなの人権110番」「こどもの人権110番」を始めとした相談窓口の他、市役所でも月に一度、人権擁護委員による人権相談、年に

3回の特設人権相談を実施していますのでご利用ください。

また、メッセージや画像が削除される前にスクリーンショットで証拠を保存しておくことも大切です。各相談機関に報告する際の証拠として使うことができるかもしれません。

最後に、あなた自身が、加害者にならないように心掛けることも重要です。画面の向こう側に人がいることを念頭に置いて、自分の投稿が人に与える「痛み」に想像力を働かせることが、人権侵害を防ぐ有効なブレーキとなります。「みんながやっているのだから良いだろう」というのは、人権侵害を正当化する理由には決してならないのです。

羽曳野市人権啓発推進協議会